

## 東日本大震災からの復興及び 福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から 13 年が経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の問題に引き続き直面している。

令和 7 年度までの「第 2 期復興・創生期間」において、被災自治体が地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要であり、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

さらに、令和 5 年 8 月 22 日開催の「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議／A L P S 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」において、A L P S 処理水の海洋放出開始が決定されたことを受け、同年 8 月 24 日から東京電力が放出を行っているが、水産業等への甚大な影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

### 記

#### 1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適當であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。
- (3) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するための支援

策を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

## 2. 復興のための道路網の整備促進について

医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。

## 3. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

(2) 第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるように、できる限り早い段階において次期基本方針を策定し、十分な体制、柔軟な制度を構築するとともに、復興特別所得税など安定的な財源を確保すること。

(3) 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良など必要な道路・交通対策を実施すること。

(4) 「汚染状況重点調査地域」から生じた除去土壌の処分基準の策定など、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。

(5) 仮置場の原状回復等に必要な予算を確保するとともに、農地への原状回復については、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失に対し、財政措置を講じること。

(6) 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、事業者に任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂するとともに、今後の廃炉を担うリーダー等中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

また、ALPS処理水の海洋放出については、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むこと。

あわせて、厳格な海洋モニタリングを行うことやALPS処理水の安全性、その処分の必要性等について国内外に向けて科学的根拠に基づく透明

性の高い丁寧な情報発信を実施するなど、国内外からの風評被害が発生しないよう、「A L P S 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を国の責任で確実に実行すること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で引き続き検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて検証を進め、放射性物質の測定にかかる費用については、令和7年度以降も国の予算措置を継続すること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

- (7) A L P S 処理水の海洋放出開始以降に輸入規制を強化した国・地域に対し、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を強く要求するとともに、国は水産事業者等が安定的に事業を継続できるよう積極的な支援を行うこと。
- (8) A L P S 処理水の海洋放出に伴う損害について、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。

また、都市自治体が実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。

原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、A L P S 処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

- (9) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、国内外を問わず出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

さらに、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、財源の確保と、適時適切な指針の見直しに取り組むこと。また、東京電力の損

害賠償部門の体制強化はもとより、相談体制を十分に確保させ、誠意ある対応を徹底させること。

- (10) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特にこども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。
- (11) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。
- (12) 避難指示区域等における国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の被保険者等の一部負担金及び保険料（税）等の免除措置に係る財政支援の見直しに伴う、当該被保険者への周知及び納税・納付や滞納整理に係る財政措置を講じること。
- (13) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保に向けた財政措置など必要な支援策を講じること。
- (14) A L P S 处理水の処分に関して多大な影響を受ける水産業等における各種 P R 事業に対する財政支援について、支援対象を拡大するとともに、事前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

#### 4. 原子力災害からの復興・再生について

- (1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に係る財政措置の拡充等を図ること。
- (2) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に向けた安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。
- (4) 福島新エネ社会構想の実現に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大や水素の活用等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態を踏まえた対策を講じること。

また、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に実施すること。

- (5) 福島国際研究教育機構（F－R E I）について、新産業創出等研究開発協議会を通じて福島県内の高等教育機関を含めた产学研との緊密な連携体制を構築するとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って機構

の体制強化、予算の確保を図ること。

- (6) 被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県が連携して対策を強化すること。
- (7) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

## 5. 原子力安全・防災対策の充実について

福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、透明性向上に取り組むこと。原子力事業者の適格性については、国の確認結果を住民に対して正確かつ丁寧に情報提供するとともに、保安規定に定めた基本姿勢を遵守するよう、厳格に指導し、原子力規制検査等による監視を徹底的に行うこと。

以上決議する。

令和6年6月12日

全　国　市　長　会